```
平㳦 2 9 年 度 葛 食㠸 区
一一般会計補正予算(䈁4号)
```

平成29年度葛飾区の一般会計の補正予算は，次に定めるところによる。 （歳入歳出予算の補正）

第1条•歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ9，998，416 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209，076，832千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は，「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）
第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰 り越して使用することができる経費は，「第 2 表繰越明許費」による。 （債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を媍担する行為をすることができる事項，期間及び限度額は，「第3表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正



第2表


第3表
債 務 負 担 行 為 補, 正

|  |  |  | （単位：千円） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事 項 | 期 間 |  | 限 | 度 | 額 |
|  | 補 正 前 | 補 正 後 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| 小＂菅 保 育 園 等 改 築基 本 設 計 等 委 託 | 平成30年度 | － | 17，000 | $\triangle 17,000$ | 0 |

